

四日市市請負工事入札参加資格審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月12日

四日市市長 森 智 広

四日市市請負工事入札参加資格審査会規程の一部を改正する規程
四日市市請負工事入札参加資格審査会規程（昭和46年四日市市訓令甲第13号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>予定価格</u>500万円以上の工事の請負、<u>予定価格</u>1,000万円以上の工事用材料の購入及び<u>予定価格</u>500万円以上の<u>建設工事関連業務委託（建設工事に関連する測量、調査及び設計業務）、建設関連維持管理業務委託（除草、芝生管理、樹木剪定等）及び工事委託に係る競争入札の入札及び契約の条件（指名競争入札にあつては参加者の選定を含む。）並びに<u>予定価格</u>500万円以上の随意契約に係る相手方の選定及び契約の条件について審査すること。</u></p> <p>(4) <u>指示限度額</u>500万円以上の単価</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>設計金額</u>500万円以上の工事の請負、<u>契約予定金額</u>1,000万円以上の工事用材料の購入及び<u>契約予定金額</u>500万円以上の<u>設計、測量、調査等委託契約に係る指名競争入札の参加者の選定、入札及び契約の条件並びに<u>契約予定金額</u>500万円以上の随意契約に係る相手方の選定及び契約の条件について審査すること。</u></p> <p>(4) <u>一般競争入札に係る入札参加資格</u></p>

<p><u>契約による工事の請負及び建設工事 関連業務委託（建設工事に関連する測 量。調査及び設計業務）、建設関連維 持管理業務委託（除草、芝生管理、樹 木剪定等）及び工事委託に係る競争入 札の入札及び契約の条件について審 査すること。</u></p> <p>(5)から(9)まで (略)</p>	<p>の条件について審査すること。</p> <p>(5)から(9)まで (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(総務部調達契約課)